

外国人を雇用する事業者の方へ

■ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

従業員が国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、年末調整時に一定の要件に該当していることを確認する必要があります。要件に応じて「親族関係書類」「送金確認書類」等を確認した上で、給与支払報告書の区分欄へ以下のとおり記載いただく必要があります。

給与支払報告書（個人別明細書）の区分欄記入方法

国外居住親族の年齢等の区分		区分欄
16歳以上 30歳未満又は70歳以上		0 1
30歳以上	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	0 2
	②障害者	0 3
70歳未満	③当該従業員からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	0 4
控除対象配偶者（配偶者控除・配偶者特別控除）		○
16歳未満 ※控除対象とならないが、非課税判定等における税法上の扶養親族の対象		○

The diagram illustrates how the classification table is applied to the tax reporting form. Red boxes highlight the '区分' (Classification) and '扶養親族' (Dependent) columns in the form. Blue arrows indicate the flow of information from the table to the form fields.

※一定の要件および確認書類の詳細については、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

なお、令和7年度税制改正により、「特定親族特別控除」が創設されたことによる区分欄の記入方法についても国税庁ホームページ等をご確認ください。

■ 帰国（出国）する外国人従業員の個人住民税について

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きのご案内をお願いします。

○ 現年度分の個人住民税（特別徴収税額）について

退職時に支給する給与や退職金から未徴収税額を一括して徴収することができます。

※1月～5月に退職する場合は、本人からの申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

○ 新年度分の個人住民税について

1月1日現在で泉佐野市に住所がある方は、帰国する場合でも課税対象となります。帰国前に従業員本人が「納税管理人指定届出書」を泉佐野市に提出し、納税管理人（自身に代わり税金の手続きを行う方）を定める必要があります。

ご不明点ございましたら、下記までお問い合わせください。

なお、日本人と外国人で手続き方法が異なるものではありませんので、日本人の場合も同様にご対応をお願いします。

《お問合せ先》 〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

泉佐野市 税務課 市民税係 TEL：072-463-1212（内線：2134～2137）